

## 自転車等駐車を設置される方へ

条例により設置していただく自転車等駐車場（駐輪場）は、当該施設の利用者のために有効に活用していただく必要があります。以下の点に留意して計画や維持管理を行い、利用しやすい駐輪場として下さい。

### 駐輪場は、使いやすい場所に設置しましょう。

自転車利用者は戸口から戸口への利用を望まれます。使いやすい場所に駐輪場を設置するとより有効に利用できます。

例：建物出入口の近く

雨に濡れずに建物に出入できる場所等

### 分かりやすい案内表示を工夫しましょう。

市の規則により、駐輪場の入口付近の見えやすい場所に案内表示板を設置する必要があります。

サインや文字を工夫して駐輪場の場所を分かりやすくし、利用者を誘導しましょう。



### 駐輪場内の自転車の整理整頓に努めましょう。

自転車を整理整頓すると、駐輪場をより有効に活用できます。整理整頓しておくとも後から利用する人も気持ち良くきちんと利用します。

例：利用者に注意を促す看板を設置する。

職員が定期的に整理整頓する。

区画線を引いたり、間仕切りを設置する。



### 駐輪場内に注意事項を表示しましょう。

駐輪場内に利用上の注意事項を表示すると、利用者のマナー向上につながります。

#### 注意事項（例）

- ・ 自転車は、正しく停めましょう！
- ・ 駐輪の際には必ずカギをかけましょう！
- ・ 長時間の駐輪はやめましょう！